

お客さま各位

水戸証券株式会社

「マルチチャネルサービス約款」の一部改定について

標記の件、オンライントレードまたは情報提供サービス利用時の多要素認証必須化や法令の施行・変更等に伴い、2025年9月1日より「マルチチャネルサービス約款」について、以下の通り改定がございますのでご案内いたします。

ただし、「マルチチャネルサービス約款」第3条第4項、第5条、第17条第1項第1号、第17条第1項第2号については、2025年5月26日より適用しております。

(下線部分)が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
(この約款の趣旨) 第1条 (現行通り)	(この約款の趣旨) 第1条 (省略)
(マルチチャネルサービスの内容) 第2条 (現行通り)	(マルチチャネルサービスの内容) 第2条 (省略)
(マルチネットの利用) 第3条 1～9 (現行通り)	(マルチネットの利用) 第3条 1～9 (省略)
2 お客さまは、オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあたり、お客さまが利用時に使用する部店コード、口座番号および初期ログインパスワード、初期取引パスワード(以下両パスワードをあわせて「初期パスワード等」といいます。)で初回認証ならびに当社所定の方法により当社に対し利用申込手続きを行うものとします。	2 お客さまは、オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあたり、お客さまが利用時に使用する部店コード、口座番号および初期パスワードで初回認証ならびに当社所定の方法により当社に対し利用申込手続きを行うものとします。
3 マルチネットは、当社が申込みを受け、所定の手続きが完了したとき以降に利用できるものとします。また、オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあたっては、お客さまが利用時に使用する部店コード、口座番号およびお客さまが登録するログインパスワード、取引パスワード(以下両パスワードをあわせて「パスワード等」といいます。)が一致した場合に利用できるものとします。	3 マルチネットは、当社が申込みを受け、所定の手続きが完了したとき以降に利用できるものとします。また、オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあたっては、お客さまが利用時に使用する部店コード、口座番号およびお客さまが登録するパスワードが一致した場合に利用できるものとします。
4 マルチネットのうち、当社が定める所定の手続き(ログイン時、出金時等)をお客さまが行う際は、前項の部店コード、口座番号およびパスワード等での本人認証に加え、原則として、その手続き毎に当社が定める追加的な本人確認方法(メール認証、ワンタイムパスワード等、以下これらをあわせて「多要素認証」といいます。)をご利用いただく必要があるものとします。	(新設)

<p>(マルチネットの利用に関する同意)</p> <p>第4条 (現行通り)</p> <p>1 オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあたり必要となる端末機器、インターネット接続環境およびソフトウェアの種類や設定等について推奨環境を満たしていることが必要であり、これらの準備はすべてお客さまの負担と責任において行うこと。</p> <p>2～5 (現行通り)</p> <p>(パスワード管理)</p> <p>第5条 お客さまが利用時に使用するパスワード等(初期パスワード等を含みます。)は、お客さまご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客さまご自身または当社所定の方法により定められた代理人のみとし、第三者への貸与または譲渡することはできません。</p> <p>2 <u>お客さまが利用時に使用するパスワード等は当社所定の方法により、お客さまご自身で変更することができます。</u></p> <p>3 (現行通り)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 (現行通り)</p> <p>(取引の種類)</p> <p>第7条 (現行通り)</p> <p>(取扱銘柄)</p> <p>第8条 (現行通り)</p> <p>(注文数量の範囲)</p> <p>第9条 (現行通り)</p> <p>(注文有効期間)</p> <p>第10条 (現行通り)</p> <p>(注文の受付)</p> <p>第11条 (現行通り)</p> <p>(注文の取消・変更)</p> <p>第12条 (現行通り)</p>	<p>(マルチネットの利用に関する同意)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>1 オンライントレードまたは情報提供サービスの利用にあたり必要となる端末機器、インターネット接続環境およびソフトウェアの種類や設定等について推奨環境を満たしていることが必要であり、これらの準備はすべてお客さまの負担と責任において行うこと。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>(パスワード管理)</p> <p>第5条 お客さまが利用時に使用するパスワード(初期パスワードを含みます。<u>なお、パスワードは当社所定の方法により、お客さまご自身で変更することができます。</u>)は、お客さまご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客さまご自身または当社所定の方法により定められた代理人のみとし、第三者への貸与または譲渡することはできません。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(取引の種類)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>(取扱銘柄)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>(注文数量の範囲)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>(注文有効期間)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>(注文の受付)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>(注文の取消・変更)</p> <p>第12条 (省略)</p>
--	---

<p>(注文の執行) 第13条 (現行通り)</p> <p>(注文の照会) 第14条 (現行通り)</p> <p>(手数料等) 第15条 (現行通り)</p> <p>(金銭の受渡方法) 第16条 (現行通り)</p> <p>(免責事項) 第17条 当社は、次に掲げる事項により生じたお客さまの損害については、<u>直接的に生じたか、間接的に生じたかを問わずその責を負いません。</u></p> <p>1 <u>オンライントレードまたは情報提供サービスの利用に関し、お客さまが使用された部店コード、口座番号、パスワード等がお客さまご自身で入力したか否かに拘わらず予め当社に登録されているものとの一致を確認して行った取引。なお、この規定は、第3条第4項に規定する当社が提供する多要素認証について、お客さまがその利用設定をしているか否かに拘わらず行われた取引（出金等の各種手続きを含む）からお客さまに生じた損害を含むものとし</u>ます。</p> <p>2 <u>お客さまの部店コード、口座番号およびパスワード等、取引情報等が漏洩し、盗用、不正使用（インターネット通信回線、コンピュータ等のシステム機器を介したのもの等を含む）されたことにより生じた損害で、当社の故意または重大な過失に起因するものでない場合。</u></p> <p><u>3～6</u> (現行通り)</p> <p>(マルチネット利用の解除) 第18条 (現行通り)</p> <p>(マルチネット利用の禁止) 第19条 (現行通り)</p> <p>(届出事項の変更手続き) 第20条 (現行通り)</p> <p>(他の約款、規定の適用) 第21条 (現行通り)</p>	<p>(注文の執行) 第13条 (省略)</p> <p>(注文の照会) 第14条 (省略)</p> <p>(手数料等) 第15条 (省略)</p> <p>(金銭の受渡方法) 第16条 (省略)</p> <p>(免責事項) 第17条 当社は、次に掲げる事項により生じたお客さまの損害については、その責を負いません。</p> <p>1 <u>オンライントレードまたは情報提供サービスの利用に関し、部店コード、口座番号およびお客さまが登録するパスワードの一致を確認して行った取引等</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2～5</u> (省略)</p> <p>(マルチネット利用の解除) 第18条 (省略)</p> <p>(マルチネット利用の禁止) 第19条 (省略)</p> <p>(届出事項の変更手続き) 第20条 (省略)</p> <p>(他の約款、規定の適用) 第21条 (省略)</p>
--	--

(この約款の変更)

第22条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

(2025年9月1日 改定)

(この約款の変更)

第22条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以 上

(2024年1月26日 改定)